

(別紙 1)

国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事に関する要求水準書

1. 要求水準書の意義

本要求水準書は、国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事（以下、「本工事」という。）に係る公募型プロポーザルの参加事業者を求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加事業者は、本要求水準書に明記されている事項を満たした上で、自由な技術提案を行うことができるものとし、参加事業者の創意工夫に期待する。また、本工事の受注者は、本工事期間にわたり本要求水準書を遵守しなければならない。

2. 適用範囲

(1) 本要求水準書は、本工事に適用する。

(2) 実施要領、要求水準書等の記載内容に相違がある場合の優先順位は、下記の順位とする。

ア 質疑回答書等

イ 本要求水準書

ウ 公募型プロポーザル実施要領

エ 関連資料等

(3) 受注者は、本要求水準書、別紙 2「条件明示事項」及び別紙 3「特記仕様書」に定めのないものに対して、本工事の遂行上必要と認められるものについては発注者と協議の上、受注者の責務においてこれを行うものとする。

3. 工事場所及び工事名

水戸市 内原町 1 丁目 地内

国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事

4. 工事期間等

(1) 工期は、契約日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

(2) 受注者は、施工に係る主任技術者等の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者等は参加表明書提出時の配置予定主任技術者を原則とする。

5. 工事内容等

(1) 既存遊具の解体・撤去（基礎を含む）・処分

(2) 遊具の実施設計（詳細図面、数量計算書及び構造計算書等の資料作成を含む。）

(3) 遊具の製作

(4) 遊具設置工事（基礎工事、運搬費用を含む。）

(5) 安全施設設置工事（安全マット、境界柵等）

(6) 遊具設置に伴う整地工事（原形復旧）

(7) 資材搬入等に伴う搬入路整備（敷き鉄板等の仮設材の設置を含む。）

※提案上限額を超えない範囲内で実施可能な提案があれば積極的な追加提案を認める。

6. 要求要件

(1) 提案上限額

20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 既存遊具の解体・撤去・処分に関する事項

ア 公園内にある老朽化した複合遊具とブランコを対象とする。

イ 工事により発生する建設廃棄物については、別紙2「条件明示事項」及び別紙3「特記仕様書」を参照し適切に処理すること。

(3) 新設遊具の設置等に関する事項

ア こどもの遊び場の充実を図るため、こどもたちが遊んでみたいと思う魅力的な遊具の提案を求める。

イ 提案にあたっては、市内の他の都市公園にある遊具との差別化を図り、公園の新たなシンボルとなり、賑わいの創出が図れる遊具を提案すること。

ウ 提案する遊具の数は2基を上限とする。なお、遊具のうち1基は複合遊具(主な対象年齢6~12歳)とすること。

エ 提案遊具の設置場所は既存遊具の位置に限らず、公園内であれば自由に配置してよい。ただし、既設給排水電線管が支障となる際の移設等費用については提案者の負担とする。

オ 遊具間や複合遊具を構成するアイテムの配置は、利用者同士の衝突回避や移動のしやすさを考慮し、適切な導線設計とすること。

カ 本工事は遊具の老朽化対策事業であることから、自由提案において、遊具以外(ベンチ・案内板等)の公園施設の追加提案は認めない。施設の追加ではなく、子育て世帯が遊びに来たいと思えるような独自の要素を盛り込むこと。

(4) 提案遊具への配慮事項

ア 遊具の材質や塗装は、長寿命化が図られるよう耐久性が優れたものを選定すること。

イ 遊具は維持管理(交換・修理)が容易な材質や構造とすること。

ウ 遊具の部材に木材は使用しないこと。なお、合成木材の使用は可とする。

エ 遊具の設置基準は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」((一社)日本公園施設業協会)に準拠すること。

オ 遊具は(一社)日本公園施設業協会が認定するSPマーク表示認定企業の製品とすること。

カ (一社)日本公園施設業協会の公園施設団体賠償責任保険に加入すること。

(5) 施工に関する事項

ア 別紙2「条件明示事項」及び別紙3「特記仕様書」を参照すること。

イ その他疑義が生じた場合は、監督員と協議し決定するものとする。

7. その他

(1) 提供資料

ア 公園台帳の抜粋資料として、既存遊具の図面と給排水電気平面図を公表する。

(別紙1)

イ 提案書の作成、既存遊具の解体及び提案遊具の設計にあたり、その他の公園台帳資料を閲覧したい場合は、提案書の提出期限まで公園緑地課の窓口で閲覧することができる。

(2) 水戸市マスコットキャラクターデザインの使用について

ア 市内の他の都市公園にある遊具との差別化を図るため、本提案の遊具では水戸市マスコットキャラクター（みとちゃん）のデザイン使用を認める。

イ デザインの使用にあたっては、市観光課のホームページ「みとちゃんデザインの使用について」を参照すること。なお、マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書の提出時期については、契約締結後に監督員と協議すること。